

岩手県監査委員告示第24号

行政監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第19号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 3月28日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査テーマ

「県が加入する団体への負担金等について」

2 監査委員告示

平成25年 3月 5日付け岩手県監査委員告示第19号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成26年 2月27日

4 措置結果の内容

(1) 監査意見

団体加入の有用性について

本行政監査においては、県が任意に加入している団体への負担金等に係る平成21年度から平成23年度までの間の便益について監査した。

団体加入によって得られる便益については、一義的には各機関において判断すべきものであり、監査委員が監査調書、前述した実地調査等に基づいて監査した結果も、便益が記載されていた団体の中には加入する有用性がないと判断するものは認められなかった。

他方、下記の20件は、3年間にわたり便益について「特になし」等と記載されていたもの、空欄だったため確認したところ特段の便益はないとの回答だったもの及び便益とされていた情報交換のための会議や研修会などへの参加がなかったものであった。

団体に加入する目的としては、何らかの直接的な便益を得るためのもののほか、行政目的の遂行、公的機関としての責務等多様なものが考えられる。

下記の団体の中には、公的色彩の強い分野に関する普及啓発や調査研究、会員相互間の情報交換などを事業内容とするものが多い。これらについては、一概に直接的な便益の有無のみをもって団体加入の有用性について論ずることはできないが、負担金等として県費を支出する以上、直接的にしる、間接的にしる、また、定量的な金額換算になじまないものにしる、支出に見合った以上の効果、価値及び意義があると判断できることも求められる。

下記の団体については、所管する機関において、少なくとも平成21年度から平成23年度までの3年間の便益について享受又は把握をしておらず、その観点からは有用性を認めることができなかった。

については、下記団体への加入を所管する機関にあっては、加入の必要性について精査・確認の上、加入を継続する場合はその効果を最大限享受できるよう、加入する必要性がなくなっている場合は脱退する等、適切な措置を講じられたい。

所管機関	団体名
NPO・文化国際課	公益財団法人日本国際問題研究所

(2) 措置を講じた事項

団体加入の有用性について

先の団体への加入については、県では通常入手が難しい国際情勢・外交問題に関する情報収集が随時可能であること、調査

研究報告会及びフォーラム等への参加機会が確保されること、職員の見聞を広めること等から、平成21年度に加入したものである。

加入後は、前述の内容に加えて、調査報告書の送付の便益を享受しており、わが国の外交政策とともに、米国、中国、東南アジア情勢など、本県の産業や貿易、復興支援で関わりのある地域について情報収集のため、加入を継続する必要がある。

なお、平成25年度は、調査報告書の送付を受けた他、職員が月例外交懇談会に5回参加する等、本県の国際化対応に有益な情報収集を行い、庁内での共有に努め、加入の効果を最大限享受している。